

覚書

ダナンハイテクパークの投資促進への
協力について

ダナンハイテクパーク管理委員会

及び

(一般社団法人)

日本ベトナム経済フォーラム

ダナン市、2017年4月17日

ダナンハイテクパーク管理委員会及び(一般社団法人)日本ベトナム経済フォーラム(以下「当事者」という)は、以下の内容の覚書に署名することに合意した。

第1条 協力内容

1. 当事者は、ダナンハイテクパークへの投資促進及び先導的ハイテク日本企業と適切な潜在的投資家の投資誘致に協力する。

2. 日本ベトナム経済フォーラム(以下「JV E F」という)は、ダナンハイテクパークの投資促進・誘致戦略の策定の見地からダナンハイテクパーク管理委員会に助言する。

3. 当事者は、ダナンハイテクパークのインフラ建設プロジェクトに関する投資誘致に向けて、日越両政府と関係組織に協力を要請する。

4. 2017年にベトナムが主催するA P E C会議、特にダナンでのA P E Cサット週間2017において、当事者は、ダナンハイテクパークへの投資を促進し、企業/関連組織の投資を誘致するイベントの実施に協力する。

第2条 責任部局と担当者

各当事者は、本合意の実施責任部局及び担当を以下の通り指定する。

ダナンハイテクパーク管理委員会

部局：投資促進支援局

担当：投資促進支援局局长

電話：(+84) 5113626703、メール：support_dhttp@danang.gov.vn

日本ベトナム経済フォーラム

部局：JV E F事務局

担当：専務理事

電話：(+81) 3-6380-9424、メール：jvef0906@oasis.ocn.ne.jp

第3条 協力の実施

1. 第1条に記載された協力内容は、当事者間の調整に基づき実施する。

2. 半年毎に適切な場所で定期的検討会合を開催する。当事者は、本合意の実施に際して最初に行動計画を作成する。当事者による個別イベント等の実施に

係る経費負担については、個別イベント等の目的と前提に関する誠実な協議を経て、個別に当事者の合意を得る。

3. 協カイベントが目的等から逸脱する、あるいはその修正を行う場合には、当事者は、ケース毎に、よりよき成果に向けて更なる合意を誠実に追求することに合意する。

第4条 合意条件

1. 本合意は、2017年2月16日にダナン市人民委員会とJVEFが署名を行った「ダナン市への日本企業の投資促進と企業誘致に向けての協力について」の覚書が有効となる日付以降に有効となる。

本合意は、それが有効になった日付から3年間有効である。

2. 本合意は、各当事者或いは当事者双方から特段の申し出がない限り、3年の期間終了後自動的に更新される。

第5条 一般条項

各当事者は、本合意の改訂あるいは終了を、少なくとも半年前までに文書送付及び通告を行う。

本覚書は6通（ベトナム語2通、日本語2通、英語2通）作成される。も、その理解にかい離が生じた場合には、英語版を優先し双方の合意を追求する。

2017年2月17日、ダナン市

署名

ファン・タン・ヴィエト
委員長
ダナンハイテクパーク管理委員会

Address: 31st Floor, Danang
Administration Centre,
24 Tran Phu Street, Danang, Vietnam
Tel: (+84) 236- 3566703
Fax: (+84) 236- 3566705

署名

井口武雄
会長・代表理事
(一般社団法人)
日本ベトナム経済フォーラム

住所: 〒102-0083
東京都千代田区麹町4-1-1
麹町ダイヤモンドビル9階
Tel: (+81) 3-6380-9424
Fax: (+81) 3-6380-8000